

令和5年6月市議会定例会提出予定議案等一覧

1 提出予定議案 合計 6件

内訳： 予算案 1件（補正 1件）
 条例案 1件（改正 1件）
 専決承認案 4件（予算 1件 条例 3件）

(1) 予算案 1件（補正 1件）

議案番号 所属課	議案名
議案第37号 企画財政課	令和5年度越前市一般会計補正予算(第2号)

(2) 条例案 1件（改正 1件）

議案番号 所属課	議案名
議案第38号 税務課	越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について

(3) 専決承認案 4件（予算 1件 条例 3件）

議案番号 所属課	議案名
議案第39号 企画財政課	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度越前市一般会計補正予算(第1号))
議案第40号 税務課	専決処分の承認を求めることについて(越前市市税賦課徴収条例の一部改正について)
議案第41号 税務課	専決処分の承認を求めることについて(越前市都市計画税条例の一部改正について)
議案第42号 窓口サービス課	専決処分の承認を求めることについて(越前市国民健康保険税条例の一部改正について)

2 報告等案件 15件

報告番号 所属課	報 告 名
報告第3号 企画財政課	令和4年度越前市一般会計継続費通次繰越しの報告について
報告第4号 企画財政課	令和4年度越前市一般会計繰越明許費繰越しの報告について
報告第5号 企画財政課	令和4年度越前市一般会計事故繰越しの報告について
報告第6号 上下水道課	令和4年度越前市水道事業会計予算継続費通次繰越しの報告について
報告第7号 上下水道課	令和4年度越前市水道事業会計予算繰越しの報告について
報告第8号 上下水道課	令和4年度越前市工業用水道事業会計予算繰越しの報告について
報告第9号 上下水道課	令和4年度越前市下水道事業会計予算継続費通次繰越しの報告について
報告第10号 上下水道課	令和4年度越前市下水道事業会計予算繰越しの報告について
報告第11号 健康増進課	専決処分の報告について(損害の賠償について)
報告第12号 農政課	専決処分の報告について(損害の賠償について)
報告第13号 農政課	専決処分の報告について(損害の賠償について)
報告第14号 都市整備課	専決処分の報告について(損害の賠償について)
報告第15号 都市整備課	専決処分の報告について(損害の賠償について)
報告第16号 都市整備課	専決処分の報告について(損害の賠償について)
報告第17号 人事・法制課	公益財団法人越前市文化振興・施設管理事業団の経営状況を説明する書類の提出について

条例案 1件 (改正 1件)

議案番号 所属課	議 案 名
議案第38号	越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について
税務課	<p>【内容】 地方税法が改正されたことにより、三輪以上の電動キックボードの税率区分を見直すもの、不正を行った自動車メーカーに対する軽自動車税の納付不足額を徴収する特例を整備するもの、個人の市民税の均等割について、森林環境税を導入するもの、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化するもの、その他法令の改正に伴う所要の改正をいたそうとするもの</p> <p>【施行期日】 一部を除き令和5年7月1日</p>

専決承認案 3件 (条例 3件)

議案番号 所属課	議 案 名
議案第40号	専決処分の承認を求めることについて(越前市市税賦課徴収条例の一部改正について)
税務課	<p>【内容】 地方税法が改正されたことにより、中小企業等の生産性向上に資する償却資産の導入に係る固定資産税について、導入後の3年間、課税標準となるべき価格を2分の1とする特例措置を令和7年3月31日まで講ずるもの、路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者が事業用の電動車を導入するための充電設備等及びその用に供する土地に係る固定資産税について、導入後の5年間、課税標準となるべき価格を3分の1とするなど、法令の改正に伴う所要の改正をいたしたもの</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>
議案第41号	専決処分の承認を求めることについて(越前市都市計画税条例の一部改正について)
税務課	<p>【内容】 地方税法が改正されたことにより、路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者が事業用の電動車を導入するための充電設備等の用に供する土地に係る都市計画税について、導入後の5年間、課税標準となるべき価格を3分の1とする特例措置を令和10年3月31日まで講ずるなど、法令の改正に伴う所要の改正をいたしたもの</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>
議案第42号	専決処分の承認を求めることについて(越前市国民健康保険税条例の一部改正について)
窓口サービス課	<p>【内容】 地方税法が改正されたことにより、国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援金分を20万円から22万円に引き上げることにより、被保険者間の税負担の公平の確保を図るもの、国民健康保険税の均等割額及び平等割額について、低所得世帯への減額の基準となる軽減判定所得額を引き上げて、2割軽減及び5割軽減の対象となる世帯を拡大し負担軽減の拡充を図るもの</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に見直されたことに伴い、国の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免措置に対する財政支援が令和4年度分で終了することに合わせて、本市における新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免措置を終了させるほか、所要の改正をいたしたもの</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>